

学外連携・政策連携スペース（京都市立芸術大学新キャンパス内） 入居事業者募集要項

京都市では、令和5年10月、京都市立芸術大学（京都芸大）を京都の玄関口、京都駅東部エリアへ全面移転し、同エリアが「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンとなることを目指しています。

新キャンパス内には、社会的・政策的課題への対応など、大学や研究機関等との分野を超えた連携や、文化や経済との融合など企業・事業者等との創造的な交流・連携等を生み出すためのスペースとして、「学外連携・政策連携スペース」を設置し、貸し出します。

入居希望事業者は、本募集要項の内容を十分確認のうえ、御応募ください。

1 実施場所

- (1) 施設名：学外連携・政策連携スペース
(京都市立芸術大学新キャンパスC地区C4棟6階、京都市所有の建物部分)
- (2) 所在地：京都市下京区下之町57番1
(JR「京都」駅、地下鉄「京都」駅から徒歩6分)
- (3) 建築用途：事務所
- (4) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（基礎免震）
地下1階地上7階建て（C地区延床面積約46,500㎡）
今回募集する区画は、（別紙1）学外連携・政策連携スペース 概要のとおりです。
- (5) 竣工：令和5年8月末（予定）
- (6) 京都市立芸術大学とは
ア 明治13年（1880年）に日本初の公立の絵画専門学校として開設された京都府画学校を起源とする芸術大学です。
(概要)
 - ・学生数：約1,000人（院生含む）
 - ・教職員数：約150人
 - ・設置学部等：美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科
 - ・研究機関：日本伝統音楽研究センター、芸術資源研究センターイ 平成24年に、京都市直営から公立大学法人へ移行しています。

2 応募資格

応募資格を有する者は、「3 活用計画」に示す事業を実施する意思があり、定期建物賃貸借契約となる法人で、次の(1)から(8)までのいずれの要件にも該当しない者に限ります。

なお、複数の法人による共同応募も可能ですが、この場合はすべての法人について、当該要件に該当しないことが必要となります。

※ 共同応募を行う場合は、あらかじめ代表者を1法人定め、その代表者が応募及び各種手続き、建物の貸付契約を締結することとします。

※ 1法人は、重複して2件以上の提案を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者）
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。

- (3) 本件建物を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本件の貸付契約をしようとする者
- (4) 次に掲げる租税等を滞納している者
 - ア 法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (5) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続き中の者
- (6) 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害又は第198条に規定する贈賄に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- (7) 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に規定する私的独占、不当な取引制限の禁止及び一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (8) その他、本市が契約の相手方として不適当と判断する者

3 活用計画

次に掲げる事項をいずれも満たす計画を募集の対象とします。

(1) 内容

- ア 芸術を核に、多様な交流・協働を進め、先進的な創造活動に取り組める場の創出
- イ 本市文化政策の推進に資する事業の実施
(参考) 第2期 京都文化芸術都市創生計画（平成29年3月策定）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000004509.html>
- ウ 京都芸大をはじめとした大学や研究機関、地域等との連携

(2) 留意事項

ア 新キャンパス内に設置されていることを踏まえ、京都芸大、関係機関、地域と円滑な関係が構築できるようにしてください。

イ 責任ある事業実施及び運営体制、また、政策連携の観点から対話・調整ができる体制を確保してください。

4 貸付条件

本市から事業者に対し、本件スペースを貸し付けたうえで、事業者において、整備・運営することを条件とします。

(1) 貸付けの範囲

C地区 C4棟 6階 約 800 m²（階段、トイレ等共用部分を除く）

(2) 貸付けの期間

5年以上 10年以内

※ 借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約です。

※ 契約期間の終了に当たっては、契約の更新はありません。ただし、本市との協議により、再契約することがあります。

(3) 貸付料

ア 貸付料の決定

貸付料の額は、本市の定める最低貸付料と事業者の貸付希望価格を比較し、高い価格を貸付料とします。

なお、貸付料の支払い義務は引渡しの日から発生するものとし、引渡しの日から当該年度の末日までの貸付料の額は、その期間の日数に応じ、年額を日割りして計算した額とします。

イ 最低貸付料

37,398,000 円／年

※ 当該建物の建築価格に基づく貸付部分に係る貸付料に、土地（底地）の貸付料を加えた額

※ 契約初年度（令和 5 年度）の貸付料であり、2 年目以降（令和 6 年度以降）の貸付料については、「カ 貸付料の改定」を参照のこと

ウ 貸付希望価格

上記イを最低貸付料として、様式 3 により貸付希望額（年額）を提案してください。

エ 公益事業の実施によるスペースの活用への減額措置（詳細は別紙 2 参照）

次に掲げる事項をいずれも満たす場合、事業者の申請により、審査のうえ、最大で 50% の減額措置を講じます。

- ・ 減額することが社会公共の利益の増進に寄与し、提案内容（活用計画）からみて、公益上の必要性が特に認められる場合

- ・ 提案内容（活用計画）において収益が見込まれず、本市の示す最低貸付料を負担できない場合

※ 事業の資金収支計画書等を提出いただき、審査させていただきます。

※ 専ら事業者の主たる事務所の用に供する部分がある場合は、その部分の減額の判断につき、事業者の全会計区分に係る収支計算書等を提出いただき、審査させていただきます。

オ 貸付料の支払時期等

貸付料の支払いは、年額の一括支払いを原則としますが、一括支払いが困難な場合は、年間12回を限度として分割納入も可能とします。ただし、契約までに京都市に申請し、承認された場合に限りします。

また、納入期限は、貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して30日以内です。ただし、年度途中で契約開始となる初年度の納付期限は、貸付契約の締結日の翌日から起算して10日以内です。

カ 貸付料の改定

近傍類似地の前年度固定資産評価額や建築費指数等、年度ごとに変動する要素があることから、毎年度見直します。

なお、固定資産の評価替えは3年ごとに見直すこととされ、直近では令和3年度に実施しており、次回はその3年後の令和6年度に行われるため、令和7年度の貸付料算定からの変動要素になります。

なお、経済情勢又は土地価格の急激な変動により貸付料が急激に変動する場合に備え、1年度ごとの増減の上限を前年度の5%とする調整措置を講じることを基本とします。

キ 土地面積の訂正及び建物しゅん工による貸付料の変更

本件土地は、崇仁北部第二地区土地区画整理事業を施行中（事業期間末は令和13年3月末。延長の可能性あり）です。現時点では、仮換地指定済みですが、面積確定を後年度に予定しています。

また、本件建物は、現在建設中であり、令和5年8月末のしゅん工を予定しております。建物価額については、建設工事請負契約の終了により確定し、フロア面積については、建物登記（しゅん工の前後に実施予定）によって確定します。

したがって、「イ 最低貸付料」に記載する金額は、現時点の金額であり、契約時点で、確定数値に応じた貸付料に変更になる場合があります。

(4) 保証金

ア 事業者は、貸付契約の締結に当たって、定めた貸付料（年額）の3箇月分に相当する額の保証金をお支払いいただきます。

イ 貸付契約締結後、速やかに納付してください。

ウ 保証金は、貸付契約満了後に返還します。

なお、借受人において、未納の貸付料、損害賠償金、その他の債務があるときは、保証金のうちからこれを控除します。

(5) その他の負担

入居のための内装、提案内容（活用計画）に基づく事業、管理等に係る一切の経費は、事業者の負担とします。なお、京都芸大が契約する建物を管理する者と契約していただく可能性があります。

また、本市との協議その他この契約の締結に必要な経費や事業者が使用する光熱水費等は、事業者の負担とします。

※ 光熱水費に係る徴収方法は検討中ですが、使用量及び基本料金に相当する費用をお支払いいただく予定です。

※ 管理に係る経費とは、建物に係る建物定期点検等の維持管理費、共用部分に係る清掃費用及び建物の警備に係る費用その他建物の維持管理に必要となる経費を指します。

(6) 契約に関する留意事項

ア 事業者は本市に対し、借地借家法第 33 条の規定による建物に付加した畳、建具その他の造作の買取りは請求できません。

イ 事業者は契約期間の満了の日（貸付契約が解除されたときにあっては、本市が指定する日）までに、自己の費用で賃貸借物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、本市が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りではありません。

(7) 禁止事項

契約期間中は、本市との協議において合意した活用計画に基づく利用に供してください。その期間中は、本市が承認した場合を除き、次の事項を禁止します。

ア 賃貸借物件の転貸

イ 借受人の地位の譲渡

ウ 賃貸借物件の形質の変更

エ 賃貸借物件の使用目的の変更

(8) 設備等

- ・ 貸出範囲において使用できる電気容量について

6 階東 EPS 及び西 EPS 内主幹には次の遮断器（ブレーカ）が設置されています。

東 EPS：単相 150[A]、三相なし

西 EPS：単相 150[A]、三相なし

- ・ インターネットを使用される場合は、入居者が直接回線及びプロバイダー契約をしていただきます。（6 階西 EPS 内までは NTT の光ファイバーを設置予定です。）
- ・ 電話サービスについては入居者が直接お申し込みください。（6 階西 EPS 内までは NTT のひかり電話及び一般回線を設置予定です。）
- ・ C 4 棟 6 階へのガス供給はありません。
- ・ 駐車場及び駐輪スペースはありません。入退去のための物品の搬入出や工事等で一時的に使用が必要な場合は、事前に京都市に御相談ください。

(9) 留意事項

- ・ 入居事業者に対し、京都芸大が優先的取り計らいなど何らかの特典を与えることはありません。
- ・ 内装工事や物品の搬出入等が必要な場合は、京都芸大の引っ越し作業や教育研究活動、入試等の日々の大学運営等に影響がないよう、事前に京都市及び京都芸大に確認のうえ、実施日時を決定してください。
- ・ 本件スペースは京都芸大に併設しているため、建物の共用部分については、京都芸大の施設管理規程等を遵守してください。なお、共用部分の使用等について、京都芸大と協議のうえ、使用してください。
- ・ 入居に当たっては、建物を適切に維持管理するため、京都芸大が契約する建物を管理する者の指示に従ってください。
- ・ 各専有区画への入退室に際しては、京都市が用意する IC カードが必要となります。京都芸大の管理フロアとの往来については、大学のセキュリティの確保の観点から一部制約があります。

5 応募手続等

(1) 提出書類

以下の書類を、期限までに提出してください。

※ 紙媒体とは別にPDFデータも提出してください。

※ 提出書類は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとしてください。

ア 応募申込書及び組織等に関する書類

	提出書類	様式	部数
1	応募申込書	様式1-1	10部
2	構成員調書	様式1-2	
3	京都市暴力団排除条例に係る誓約書	様式1-3	
4	事業者の概要	任意	
5	法人登記簿謄本	—	1部
6	印鑑証明書	—	1部
7	直近3年間の決算書類及び法人税申告書	—	1部
8	納税証明書	—	1部
9	水道料金・下水道使用料調査同意書	様式1-4	1部
10	提案内容（活用計画）と類似事業の運営実績	任意	10部

様式は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課で配布するほか、京都市情報館からダウンロードしていただけます。

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000312062.html>

イ 提案内容（活用計画）に関する書類※

	提出書類	様式	部数
11	活用計画書	様式2-1	10部
12	事業費概算書（初期投資）	様式2-2	
13	初期投資に伴う資金調達計画書	様式2-3	
14	資金収支計画書（損益計画）	様式2-4	

※ 任意様式でも提出可能です。ただし、任意様式で提出される場合にあっても、審査基準に沿って記載してください。また、既定の様式に記載する項目については必ず記載してください。

ウ 貸付希望価格

	提出書類	様式	部数
15	貸付希望価格書	様式3	10部

(2) 提出方法

【郵送】又は【持参】により提出してください。

(3) 提出期限

令和5年6月23日（金）午後5時まで＜郵送は消印有効＞

郵送の場合は、電話またはメールにてその旨を連絡してください。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(4) 提出場所

「8 提出・問合せ先」のとおり

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出資料の公表等

本市は、本件において公表等が必要な場合には、事業者の許可なく提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止等

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合を除き、変更、差替え、再提出を認めないこととします。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用することで生じる責任は、原則として提案を行った事業者が負うものとします。

(6) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて事業者の負担とします。

(7) 質疑及び回答

ア 質疑者の資格

「2 応募資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、法人名・担当者名・電話番号等を必ず記載のうえ、期日までに電子メールにて御提出ください。

なお、件名は、【質疑（法人名）】としてください。

ウ 受付期間及び送信先

(ア) 受付期間

令和5年5月10日（水）～5月22日（月）

(イ) 送信先

「8 提出・問合せ先」のとおり

(ウ) 回答

回答は、次に掲げる日までに京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課のウェブサイトに掲載します。ウェブサイトに掲載した回答は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

令和5年5月30日（火）

やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をウェブサイトに掲載します。

質疑に対する回答のほか、本件公募に関して伝達すべき事項を、ウェブサイトを追加で掲載する場合があります。必ず提出書類の提出期限までに、ウェブサイトを確認してください。

(8) 基礎資料の提供

工事図面等の基礎資料の御希望の方は、法人名・担当者名・電話番号を必ず記載のうえ、電子メールにて御連絡ください。後日、電子メールにて送付します。

なお、件名は、【基礎資料（法人名）】としてください。

提供する資料は、事業者が本件公募に際しての検討のために使用する場合を除いて、他の目的で使用することはできません。

【提供資料】C 4 棟 6 階図面

建築工事、電気工事、空調衛生工事に係る各種図面

※引渡し状況の参考としてください。

【申込先】「8 提出・問合せ先」のとおり

(9) その他

ア 言語及び通貨

公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 失格となる提出書類

応募申込書及び活用計画書等の提出書類が次の事項に一つ以上に該当する場合には、失格となる場合があります。失格となった場合は、別途通知します。

- ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・ 指定する作成様式を使用しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ 契約候補事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

- ・ 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。
- ・ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな契約候補事業者とするか、再公募を行うことがあります。

6 審査及び選定等

(1) 審査方法

提出された書類を基に、学外連携・政策連携スペース活用事業者選定委員会において、「審査項目及び審査基準」により書類審査及び必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションによる審査（日時及び場所は、別途本市から指定します。）を行い、契約候補事業者を選定します。審査は令和 5 年 6 月頃に実施し、7 月頃に結果を通知します。

(2) 審査項目及び審査基準

下記の審査項目及び評価基準に基づき、総合的に評価し選定します。

各委員が採点した合計得点から平均点を算出し、それを各事業者の得点とします。契約候補事業者は、得点が 60 点以上の応募者から、点数が最も高い応募事業者を選定します。なお、審査の結果、契約候補事業者を該当なしとする場合があります。

審査項目	主な着眼点	配点 (※1)	係数	小計
①事業内容 (50点)	芸術を核に、多様な交流・協働の場を創出する取組であるか	5	×2	10
	公益性（若者の育成支援や地域との協働など社会課題の解決に資する取組、SDGs達成への貢献度）	5	×2	10
	文化芸術都市・京都の発展につながる取組であるか	5	×2	10
	新規性・独自性・新たな価値の創造性	5	×2	10
	実現可能性・発展性・持続可能性	5	×2	10
②京都芸大との連携 (10点)	京都芸大との連携	5	×1	5
	京都芸大のコンセプトの一層の推進に寄与する取組であるか	5	×1	5
③実施体制、対話能力、実績 (15点)	・責任者は明確で、提案内容を実現できる体制が整っているか ・意欲、熱意、真摯さ、柔軟さ ・類似事業の実績	5	×3	15
④価格 (20点)	提案貸付料の額（※2を参照）			20
⑤京都市公契約基本条例との関係 (5点)	本市区域内に本店又は事務所を有する中小企業かどうか	5	×1	5
合計				100

※1 評価基準

5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：おおむね妥当である
2点：不十分な点がある 1点：評価すべき点はない 0点：条件を満たしていない

※2 提案貸付料に係る配点は下記のとおりとする。

応募者からの貸付希望価格	配点
最高提案額	20点
最高提案額との差が10%未満	16点
最高提案額との差が10%以上から20%未満	12点
最高提案額との差が20%以上から30%未満	8点
最高提案額との差が30%以上から40%未満	4点
最高提案額との差が40%以上	0点

(3) 通知・公表

選定結果については、応募事業者に対して、メール又は郵送で通知します。また、応募事業者数及び選定された契約候補事業者について、京都市情報館にて公表します。

7 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和5年5月9日（火）～6月23日（金）	募集期間（書類提出期間）
令和5年5月10日（水）～5月22日（月）	質疑の受付期間
令和5年5月30日（火）（予定）	質疑の回答
令和5年6月頃（予定）	審査
令和5年7月頃（予定）	審査結果通知
令和5年8月頃（予定）	協定締結
令和5年10月（予定）	貸付契約締結

8 提出・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 渡邊、堀村 宛

電話：075-222-3128 FAX：075-213-3181

mail：bunka@city.kyoto.lg.jp

※電話でのお問合せは、午前9時から午後5時まで(平日のみ)

学外連携・政策連携スペース 概要

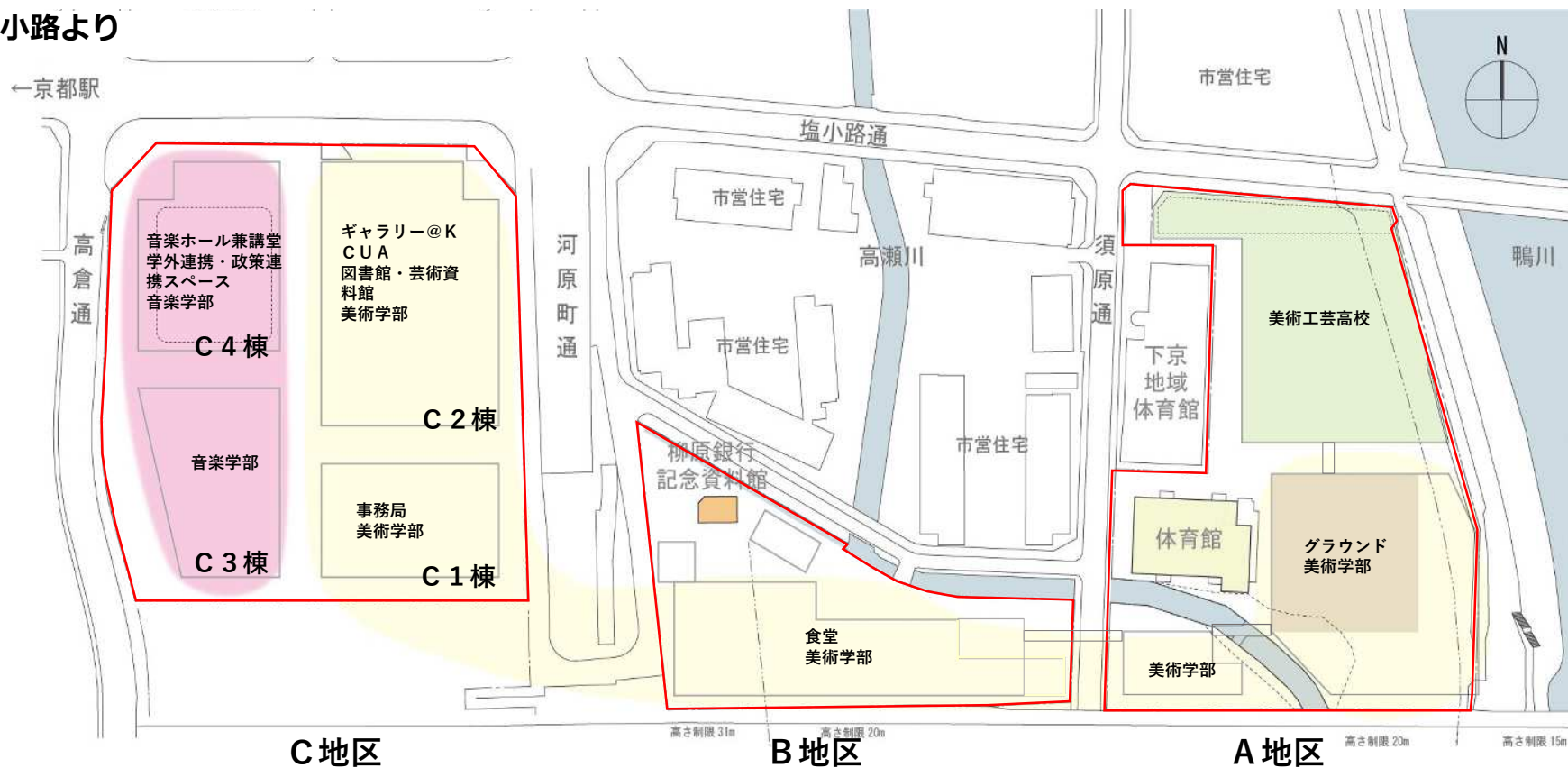


新キャンパスの概要



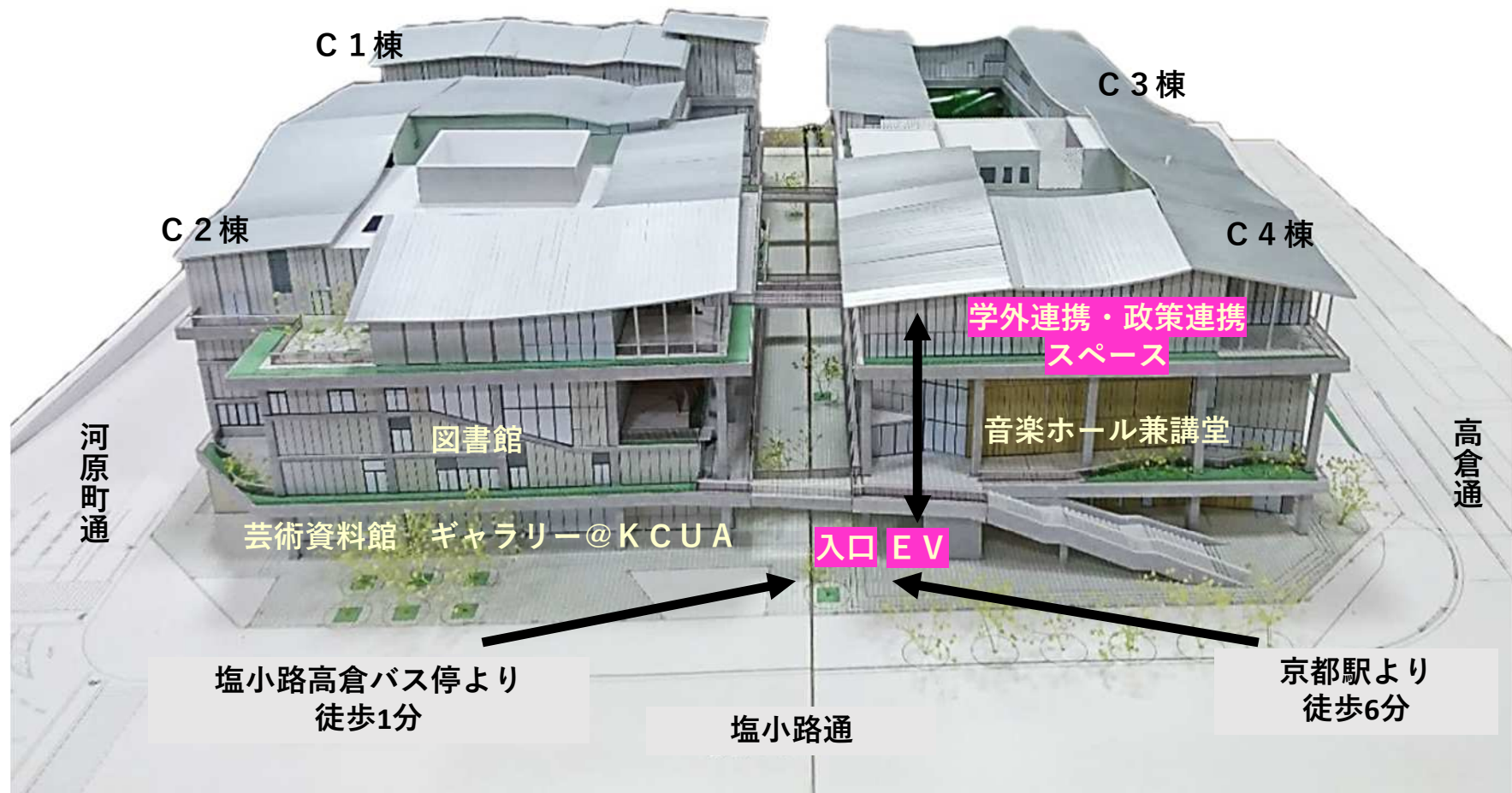
京都のまちに受け継がれてきた、「通り」や「奥庭」、「軒下」などの空間要素を効果的に配置し、学部や専攻を超えた出会いによる創造的な活動が生まれ、市民や京都を訪れる人々が、まちを歩くように気軽に芸術に触れることができるキャンパスとしています。

高倉塩小路より



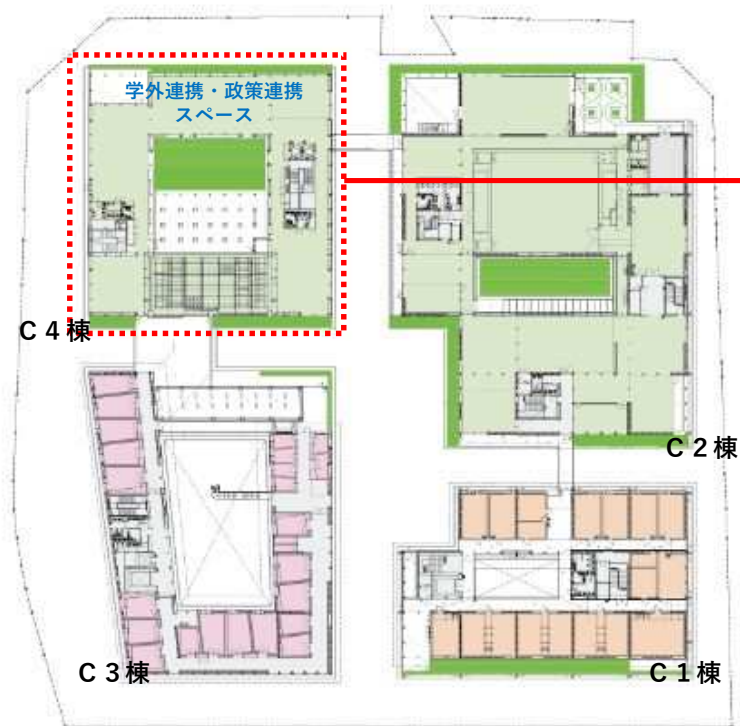
学外連携・政策連携スペース ①

京都芸大の移転に関する基本コンセプト「テラスとしての大学」を踏まえ、様々な人々が集い、交流するキャンパスを実現するための取組の一環として、新キャンパスに、「芸術を核に、企業や他大学、科学・医療・福祉・産業・伝統文化など様々な分野との交流、連携、共同研究、共同制作などを行う、創造の場」となる「学外連携・政策連携スペース」を設置し、貸し出します。

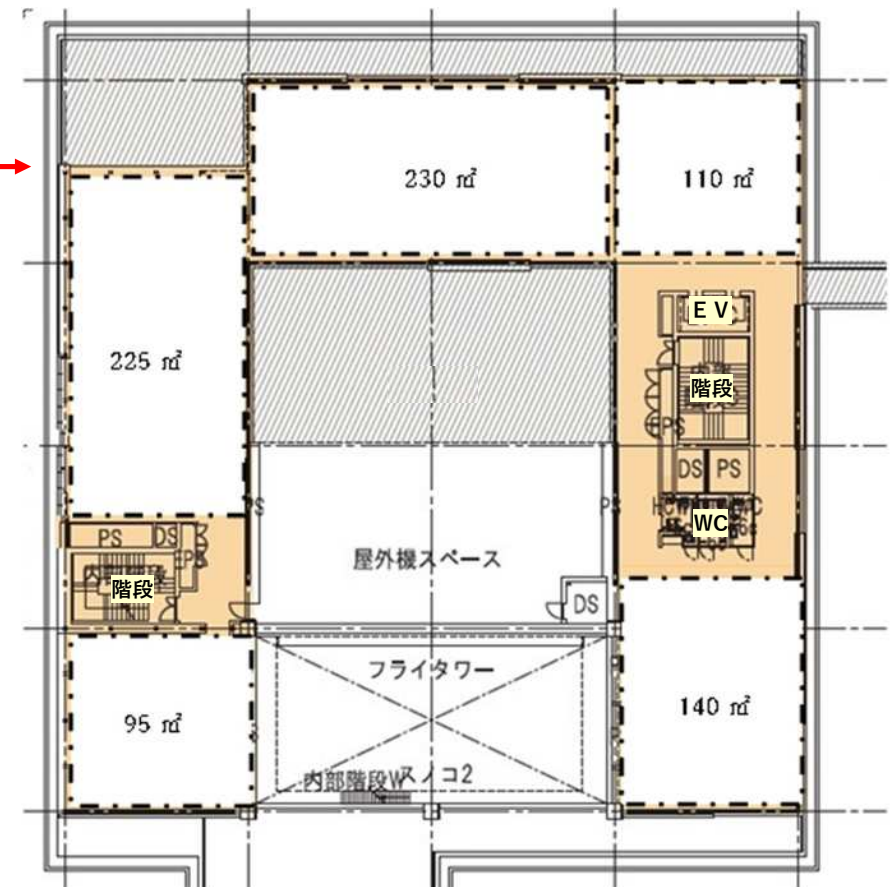


新キャンパスC地区 北側から見た立面

学外連携・政策連携スペース ②



C地区6階平面図



C4棟6階 学外連携・政策連携スペース
平面図 (天井高：約3.8m)

- ・貸付面積：約800㎡
- ・建築用途：事務所
- ・最低貸付料：年間約46,800円/㎡

近傍類似地の前年度固定資産評価額や建築費指数等、年度ごとに変動要素があるため、毎年見直しあり。

- ・契約期間：5年以上10年以内
- ・入居者の負担：入居のための内装費、管理費、光熱水費など

学外連携・政策連携スペース（京都市立芸術大学新キャンパスC地区C4棟6階）

減額制度について

1 申請条件

次に掲げる事項をいずれも満たす場合、事業者の申請により、審査のうえ、減額措置を講じる。

- ・ 提案内容（活用計画）に公益性がある
- ・ 本市が設定する最低貸付料の負担能力に乏しい

2 減額率

公募に当たり本市が設定する最低貸付料 37,398,000 円の最大 50%とする。

減額措置適用後の貸付料：18,699,000 円～37,397,999 円

3 減額適用の判断基準

(1) 公益性の有無

次に掲げる項目をいずれも満たす場合、公益性があると判断する。

- 提案内容（活用計画）の内容が下記のいずれも満たすこと
 - ア 芸術を核に、多様な交流・協働を進め、先進的な創造活動に取り組める場の創出
 - イ 本市の文化政策の推進に資する下記の事業の実施
 - ・ 若手芸術家等の活動支援
 - ・ アート市場の活性化
 - ・ 文化と経済の融合
 - ウ 近隣地域との連携
- 審査項目「①事業内容」の合計点が 70%以上であること
- 審査項目「②京都芸大との連携」及び「③実施体制、対話能力、実績」の合計点が 70%以上であること

(2) 負担能力の有無（本市の定める最低貸付料に減額を適用した金額の算定方法）

貸付料については、最低貸付料の 1/2 に、収益（収支差額の黒字分）の 1/2 を加えた額とする。

（具体例 1）収益が 5,000,000 円の場合の貸付料

$$\begin{aligned}
 & \text{最低貸付料 } 37,398,000 \text{ 円} \div 2 + \text{収益 } 5,000,000 \text{ 円} \div 2 \\
 = & \quad 18,699,000 \text{ 円} + 2,500,000 \text{ 円} \\
 = & 21,199,000 \text{ 円（減額額 } 16,199,000 \text{ 円 減額率約 } 43\% \text{）}
 \end{aligned}$$

(具体例 2) 収益が 0 円の場合の貸付料

$$\begin{aligned} & \text{最低貸付料 } 37,398,000 \text{ 円} / 2 + \text{収益 } 0 \text{ 円} / 2 \\ & = 18,699,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} \\ & = 18,699,000 \text{ 円 (減額額 } 18,699,000 \text{ 円 減額率 } 50\%) \end{aligned}$$

(3) その他留意事項

上記は、事務所用途以外の活用を前提にした減額措置について記載しているが、事務所用途として使用する場合(部分的に事務所用途として使用する場合を含む)は、活用計画に係る資金収支計画書以外に、事業者(法人)の全会計区分に係る収支計算書等を基に、収益を算出する。

4 貸付額の決定

(1) 当初貸付額

事業者の貸付希望価格と本市の定める最低貸付料に減額を適用した金額(最大 50%減額)を比較し、高い価格を貸付料とする。

(2) 令和 6 年度以降の貸付額

毎年度の貸付料(4 月～翌年 3 月の 1 年間)算定の見直しに合わせて、減額適用についても、見直しを行うため、令和 6 年度以降も減額を申請する場合は、毎年申請書等の提出が必要になる。

※ 事業者の貸付希望価格(公募時に、様式 3 により本市に提出された価格)と、本市の定める最低貸付料に減額を適用した金額(最大 50%減額)を比較し、高い価格を貸付料とする。